

○伊豆市競争入札に参加する者に必要な資格及び手続

平成19年3月8日告示第22号

改正

平成24年3月14日告示第21号

平成27年5月29日告示第110号

伊豆市競争入札に参加する者に必要な資格及び手続

伊豆市競争入札に参加する者に必要な資格（平成16年伊豆市告示第139号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、伊豆市契約事務規則（平成16年伊豆市規則第51号）に定めるもののほか、一般競争及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその手続について、定めるものとする。

（建設工事の請負契約に係る競争入札参加に必要な資格）

第2条 建設工事の請負契約に係る競争入札参加に必要な資格は、次のとおりとする。

（1）競争入札に参加しようとする建設工事に係る建設業について、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の許可を受けていること。

（2）競争入札に参加しようとする建設工事と同一の種類建設工事について、法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の申請をしていること。

（3）次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、入札参加資格者が法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

2 建設工事の請負契約に係る競争入札に参加することができる資格は、法に定める建設工事の種類ごとに認定する。

（その他の請負契約に係る競争入札参加に必要な資格）

第3条 建設工事以外の競争入札に参加しようとする者は、それぞれ業務ごとに営業に関し法律上必要とする資格、業務実績を有するものであること。ただし、前条第1項第3号アからオまでのいずれかに該当する者は除く。

（測量、建設コンサルタント業務等の業種区分）

第4条 測量、建設コンサルタント業務等の業種区分は、次のとおりとする。

（1）測量

（2）土木関係建設コンサルタント業務

（3）建築関係建設コンサルタント業務

（4）地質調査業務

（5）補償関係コンサルタント業務

（競争入札参加資格審査申請書等の提出）

第5条 競争入札に参加しようとする者は、入札参加資格審査申請書を提出するものとし、その方法、時期、その他必要な事項は別に定める。

(定期の審査等)

第6条 競争入札参加資格の審査は、2年に1回定期に行うものとする。ただし、追加の審査は、随時、行うことができるものとする。

2 市長は、資格を認定したときは、その結果を申請者に対し通知するものとする。

(資格の有効期間)

第7条 競争入札参加資格の有効期間は、当該資格の認定の日の属する年度の翌年度の初日から次の定期の審査に基づく資格の認定の年度末までとする。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月14日告示第21号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年5月29日告示第110号)

1 この告示は、公示の日から施行する。

2 この告示の施行の際改正前の伊豆市競争入札に参加する者に必要な資格及び手続の規定により取り扱ったものは、改正後の伊豆市競争入札に参加する者に必要な資格及び手続の相当する規定により取り扱ったものとみなす。